

聖籠町企業立地促進条例をここに公布する。

平成27年12月15日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第38号

聖籠町企業立地促進条例

聖籠町企業誘致条例（昭和60年聖籠町条例第11号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、本町の新潟東港工業地帯等に企業の立地を促進するため必要な奨励措置を行い、もって本町産業の振興と雇用機会の拡大を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 対象地区 本町区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項に規定する準工業地域、工業地域及び工業専用地域のほか、町長が特に必要と認める地域をいう。
- （2） 企業 営利を目的とした事業を営む法人企業又は個人企業をいう。
- （3） 企業の立地 企業が事業所を新設、増設、移設又は改設することをいう。
- （4） 事業所 事業の用に供するために必要な施設をいう。
- （5） 新設 対象地区内に新たに事業所を設置（既存施設の取得を含む。）することをいう。
- （6） 増設 対象地区内に設置した事業所の同一敷地内に当該事業所を拡張（隣接の土地を新たに取得し、当該事業所を拡張した場合も含む。）すること又は新たに設備を取得し設置することをいう。
- （7） 移設 町内に事業所を有する企業が、既設の事業所の全部を廃止し、対象地区内に同一業種の事業所を設置（既存施設の取得を含む。）することをいう。
- （8） 改設 対象地区内に設置した事業所の全部又は一部を改築すること並びに設備を更新することをいう。

(9) 投下固定資産 企業の立地に伴い新たに取得した土地、家屋及び償却資産（賃貸借によるものは含まない。）をいう。

(10) 新規常用雇用者 企業の立地に伴い、営業又は操業を開始する前90日から操業開始後1年を経過するまでの間に、当該事業所に新規に常時雇用される従業員（当該企業から給与の支給を受ける正規従業員、臨時従業員、パートタイマー及びこれらと類似する労働形態の従業員）で、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者をいう。

（業種の指定）

第3条 奨励措置の対象となる業種は、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類における次の業種とする。

- (1) 製造業（核燃料製造業及び武器製造業を除く。）
- (2) 電気・ガス業
- (3) 情報通信業
- (4) 運輸業
- (5) 卸売業
- (6) 学術研究、専門・技術サービス業
- (7) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的達成に寄与する業種と町長が特に認めるもの

（奨励企業の要件）

第4条 この条例による奨励措置を受けることができる者（以下「奨励企業」という。）は、対象地区内に事業所を設置する企業のうち、次の各号のいずれかに適合するものとする。

- (1) 新設の場合 投下固定資産の取得価格の合計額（以下この条において「投下固定資産額」という。）が1億円以上で、かつ、当該新設事業所の新規常用雇用者として5人以上を雇用する者。
- (2) 増設の場合 投下固定資産額が5千万円以上で、かつ、当該増設事業所の新規常用雇用者として2人以上を雇用する者。
- (3) 移設の場合 投下固定資産額が5千万円以上で、かつ、当該移設事

業所の新規常用雇用者として2人以上を雇用する者。

- (4) 改設の場合 投下固定資産額が5千万円以上で、かつ、当該改設事業所の新規常用雇用者として2人以上を雇用する者。

(指定の申請等)

第5条 奨励措置を受けようとする企業は、規則で定めるところにより町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請を受理したときは、前2条に規定する要件に適合しているかを審査し、適合していると認めるときは、奨励企業として指定するものとする。

3 町長は、前項の規定により奨励企業として指定した場合は、当該企業に対し規則で定めるところにより、速やかにその旨を通知しなければならない。

(奨励措置)

第6条 町長は、奨励企業に対して、奨励措置として立地奨励金及び雇用奨励金を交付することができる。

(立地奨励金の交付)

第7条 立地奨励金の交付は、企業の立地に係る事業を開始した日以後、投下固定資産に対して最初に固定資産税が賦課された年度の翌年度から3年間行う。

2 立地奨励金の額は、立地奨励金を交付する年度の前年度に投下固定資産に対して賦課された固定資産税の額に相当する金額とする。ただし、一奨励企業あたり一の年度につき1億円を限度とする。

(雇用奨励金の交付)

第8条 雇用奨励金は、新規常用雇用者のうち雇用前から町内に住所を有する者又は雇用後1年以内に町内に移住した者を1年以上雇用し、かつ、前者にあつては雇用するとき、後者にあつては移住のときから引き続き1年以上町内に住所を有していた場合に、1人につき20万円を交付する。ただし、同一人を対象とした交付は、1回限りとする。

(交付申請等)

第9条 前2条に規定する奨励金の交付を受けようとする奨励企業は、規則で定めるところにより、町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、奨励金の交付の決定を行うものとする。

3 町長は、前項の規定により交付の決定をした場合は、当該企業に対し規則で定めるところにより、速やかにその旨を通知しなければならない。

(地位の承継)

第10条 奨励企業の指定を受けた企業が、奨励企業の指定に係る事業を譲渡したときは、当該事業の譲受企業は町長の承認を得て、奨励企業の指定を受けた企業の地位を承継することができる。

2 奨励企業の指定を受けた企業について、相続、合併又は分割（それぞれ奨励金の交付の指定に係る事業を承継させるものに限る。以下同じ。）があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業を承継した法人は、町長の承認を得て、当該奨励企業の指定を受けた企業の地位を承継することができる。

3 前2項の規定により、奨励企業の指定を受けた企業の地位を承継しようとする企業は、規則で定めるところにより速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

(指定の取消し等)

第11条 町長は、奨励企業として指定を受けた企業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定を取り消すことができる。

(1) 第4条各号に規定する要件を欠くこととなったとき。

(2) 事業所を対象事業以外の用途に供したとき。

(3) 事業を廃止又は1年以上休止したとき。

(4) 町税を滞納したとき。

(5) 虚偽の申請その他不正の行為により指定を受けたとき。

(6) この条例及び規則に違反し、又は町長の指示に従わなかったとき。

(7) その他町長が指定の取消しの必要を認めるとき。

2 町長は、前項の規定により指定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し既に奨励金が交付されているときは、その全部又は一部の

返還を命じることができる。

(報告等)

第12条 町長は、奨励金の交付に関し必要があるときは、奨励企業の指定を受けた企業に対し、報告を求め、又は実地に調査することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。